

ほっかいどうしょう しゃ いしそつう そうごうてき しえん かん じょうれい
「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例

かしょう およ ほっかいどうげんご しゅわ にんしき ふきゅうとう かん
(仮称)」及び「北海道言語としての手話の認識の普及等に関

する条例(仮称)」の制定について(素案)

1 制定の趣旨

すべてひと にちじょうせいかつ いとな うえ いしそつう えんかつ おこな
全ての人、日常生活を営む上で、意思疎通を円滑に行

うことは必要不可欠なことです。

しょう しゃ いしそつう しょう しゅだん いか いしそつう
障がい者が意思疎通のために使用する手段(以下「意思疎通

手段」という。)は、その人の障がいの特性に応じて多様であ

り、円滑な意思疎通のためには、これらに応じた適切な環境の

せいび しえん じゅうよう
整備と支援が重要となります。

しかしながら、このような環境の整備や支援はいまだ十分で

はなく、多様な意思疎通手段に対する周囲の人々の理解も進

んでいないこともあり、障がい者の意思疎通に大きな支障が

生じています。

また、手話が言語であることは、平成23年の「障害者基本法」

の改正や平成26年の「障害者の権利に関する条約」の批

准により、明確に位置づけられたものの、手話が日本語とは異

なる独自の体系を持つ言語であることについては、広く理解を得

られていないのが実情です。

これらの課題を解決するためには、障がい者一人一人の障
がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについての理
解の促進、これらの手段を選択できる機会の確保、使いやすい
環境の整備などの障がい者の意思疎通の支援に関する施策を
総合的に実施することが必要であるとともに、手話が日本語と
は異なる独自の体系を持つ言語であるとの認識について、道民
に広く普及させることなどが非常に重要となります。

以上のような状況に鑑み、障がい当事者を含む北海
道障がい者施策推進審議会意思疎通支援部会の意見を踏まえ
て、障がい者の意思疎通を総合的に支援するため「北海道障
がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例(仮称)」を、
手話が言語であるとの認識の普及等を行うため「北海道言語
としての手話の認識の普及等に関する条例(仮称)」を制定
しようとするものです。

2 「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する

条例（仮称）」の概要

(1) 目的

障がい者の意思疎通の支援に関して、基本理念、道の責務、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割並びに道の施策の基本となる事項を定め、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、もって意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、全ての障がい者と障がい者でない者とが共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とします。

(2) 基本理念

障がい者の意思疎通の支援は、全ての道民が互いにその人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、意思疎通に支障が生じている障がい者が多様な意思疎通手段を活用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じて総合的に推進されなければなりません。

当該支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進されなければなりません。

(3) 責務等

道の責務、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割並びに市町村との連携等について規定します。

(4) 施策の基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進します。

① 意思疎通手段の理解の促進

② 意思疎通手段を選択できる機会の確保及び使いやすい環境の整備

③ 意思疎通手段を活用した情報提供の推進

④ 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進

(5) 意見の聴取

障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するために必要があると認めるときは、北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとします。

(6) 基本的施策

• 意思疎通手段の理解の促進を図るための普及啓発

• 意思疎通手段を選択できる機会の確保等を図るため、公

きょうしせつとう しょうかのう いしそつうしゅだん かん ひょう
共施設等において使用可能な意思疎通手段に関する表

じ じっし そくしん
示の実施の促進

- たよう いしそつうしゅだん じょうほうはっしん すいしん
多様な意思疎通手段による情報発信の推進
- いしそつうしえんしゃ ようせいけんしゅう など
意思疎通支援者の養成研修

(7) ざいせいじょう そち 財政上の措置

どう しょう しゃ いしそつう しえん かん せさく すいしん
道は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進す
るため、ひつよう ざいせいじょう そち こう つと
必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

3 ほっかいどうげんご しゅわ にんしき ふきゅうとう かん じょうれい 「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例

かしょう がいよう
(仮称)」の概要

(1) もくてき 目的

どうみん たい ひろ しゅわ げんご にんしき ふきゅう
道民に対し広く手話が言語であるとの認識を普及させ、
げんご しゅわ しゅうとく きかい かくほ ひつよう じこう
言語である手話の習得の機会を確保するための必要な事項
を じょうれい さだ どうみん しゅわ げんご にん
を条例で定めることにより、道民が手話は言語であるとの認
しき ふか く なか しゅわ かつよう しゅわ つか
識を深め、暮らしの中で手話を活用し、もって手話を使いや
すい しゃかい じつげん し もくてき
すい社会の実現に資することを目的とします。

(2) しゅわ げんご にんしき ふきゅう 手話が言語であるとの認識の普及

① 道は、市町村、関係団体等と協力して、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であるとの認識を普及させるものとします。

② 道民は、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であることを理解し、尊重するよう努めるものとします。

(3) 手話の習得の機会の確保

① 道は、市町村、関係団体等と協力して、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等とともに手話を習得することができる機会を確保するよう努めます。

② 道は、聴覚障がい者が在籍する学校や勤務する事業者に対し、手話を習得することができる機会を確保するための必要な支援を行うよう努めるものとします。